

身体拘束等適正化のための 指針とマニュアル

1 事業所における身体拘束等の適正化に関する基本方針

身体拘束は、利用者の活動の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものである。当施設では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識をもち、身体拘束をしない療育の実施に努めます。

(1) 利用者の行動を制限する行為の原則禁止

サービスの提供にあたっては、利用者本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等その他、利用者の行動を制限する行為を禁止しています。

(2) 緊急やむを得ない場合の例外三原則

利用者個々の心身の状況を勘案し、障害を理解した上で身体拘束等を行わない療育の提供をすることが原則です。しかしながら、以下の3つの要素の全てを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束等を行うことがあります。

- ① 切迫性：利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- ② 非代替性：身体拘束等その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと。
- ③ 一時性：身体拘束等その他の行動制限が一時的なものであること。

2 身体拘束適正化委員会その他施設内の組織に関する事項

当施設では、身体拘束の廃止及び適正化に向けて、身体拘束適正化検討委員会を設置します。この委員会は、虐待防止委員会との一体的な運用とします。

(1) 設置目的

- ① 施設内での身体拘束等廃止及び適正化に向けた現状把握及び改善について検討
- ② 身体拘束等を実施せざるを得ない場合の検討及び手続き
- ③ 身体拘束等を実施した場合の解除の検討
- ④ 身体拘束等について報告された事例の集計と分析
- ⑤ 身体拘束等の廃止に関する職員全体への指導

(2) 委員会の構成員

- ① 虐待防止委員で構成します。
- ② 本委員会の運営責任者は事業所の管理者とし、児童発達支援管理責任者を「身体拘束等の適正化対策を適切に実施するための担当者（以下担当者）」とします。
- ③ 担当者が会議の進行等を行います。

(3) 委員会の開催

- ① 3か月に1回に開催します。
- ② 不適切な身体拘束等が行われたと判断された場合は、随時開催します。
- ③ 委員会開催後は、検討内容及び結果等を全職員へ周知徹底します。

3 身体拘束等の適正化のための職員研修について

全職員に対して、身体拘束等の適正化に向けて、利用者の人権を尊重したサービスの励行を進めるとともに、身体拘束等の適正化の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発することを目的とした職員研修を行います。

- (1) 定期的な訓練・研修（年2回以上）の実施
- (2) 新任者に対する身体拘束等の適正化のための研修の実施
- (3) その他必要な訓練・研修の実施（自治体や協議会が実施する研修会等への参加・報告など）

4 施設内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策

- (1) 身体拘束等を行う場合には、5章の手続きに基づき利用者家族に速やかに説明し、報告を行います。
- (2) 事業所内において他の職員等による適切な手続きに依らない身体拘束等を視認等した場合、具体的な状況・時刻等を確認したうえで上席者へ報告をします。当該報告を受けた上席者は、身体拘束等を実施したと思われる職員に聞き取りを行い実態の把握に努めます。身体拘束等の事実が発覚した場合は利用者及び利用者家族への謝罪を行い、所轄庁への報告並びに5章に記載する手続きに則り報告を行います。

5 身体拘束等発生時の対応

利用者本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束等を行わなければならない場合は、以下の手順に従って実施します。

- (1) カンファレンスの実施
 - ① 緊急やむを得ない状況になった場合、身体拘束等適正化委員会を中心として各関係部署の代表が集まり、拘束による利用者の心身の損害や、拘束をしない場合のリスクについて検討し、身体拘束等を行うことを選択する前に※3要素全てを満たしているかどうかについて検討・確認します。
※「切迫性」・「非代替性」・「一時性」
 - ② 要素を検討・確認した上で身体拘束等を行うことを選択した場合は、拘束の方法・場所・時間帯・期間等について検討し、利用者本人・家族に対する説明書を作成します。また、廃止に向けた取り組み改善の検討会を早急に行い実施に努めます。
- (2) 利用者本人や家族に対しての説明
 - ① 身体拘束等の内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・期間・場所・改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努めます。
 - ② 身体拘束等の同意期限を超え、なお拘束を必要とする場合については、事前に家族等と行っている内容と方向性、利用者の状態などを確認説明し、同意を得たうえで実施します。

(3) 記録と再検討

その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得なかった理由その他必要な事項を記録します。身体拘束等の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を随時検討します。その記録は5年間保存します。

(4) 拘束の解除

- ① (3)の記録と再検討の結果、身体拘束等を継続する必要性がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除します。その場合には、家族等に報告します。
- ② 一旦、その時の状況から試行的に身体拘束等を中止し必要性を確認する場合がありますが、再度、数日以内に同様の対応で身体拘束等による対応が必要となった場合、家族等に連絡し経過報告を実施するとともに、その了承のもと同意書の再手続きなく生命保持の観点から同様の対応を実施します。

6 利用者等に対する当該指針の閲覧について

本指針は、利用者及び家族等が閲覧できるよう施設内に掲示するとともに、法人のホームページ上でも公表し自由に閲覧できるようにします。

7 その他身体拘束等の適正化の推進について

身体拘束等を行う必要性を生じさせないために、職員全体で以下の点について十分議論し共通認識を持ち、身体拘束等を無くしていくよう取り組みます。

- (1) 利用者主体の行動、尊厳ある活動の場に努めます。
- (2) 言葉や対応などで利用者の精神的な自由を妨げないように努めます。
- (3) 利用者及び家族の思いをくみ取り、利用者及び家族の意向に沿ったサービスを提供し、個々に応じた丁寧な対応を行います。
- (4) 利用者の安全を確保する観点から、利用者の身体的・精神的な自由を安易に妨げるような行為は行いません。やむを得ず安全確保を優先する場合は、カンファレンス等で検討します。
- (5) 他の利用者への影響を考えての安易な身体拘束等を実施しません。
- (6) サービス提供の中で、本当に緊急やむを得ない場合のみ身体拘束等を必要と判断しているか、常に振り返りながら改善に努めます。

附則

この指針は、2024年4月1日より施行する。